社会福祉法人えどがわ 役員等の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人えどがわ（以下「法人」という。）の定款第８条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員会参与員及び評議員選任・解任委員会委員及び運営委員会委員等を併せて役員等という。

(2) この法人の理事のうち、所定労働日数が週３日以上のものを常勤役員という。

(3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

（報酬の支給）

第３条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

２ 常勤役員の報酬は月額とし、別表第１に定める常勤役員俸給表に基づき、評議員会において各々決定し、支給する。

３ 常勤役員以外の役員等の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第２に定める役員等報酬日額表を上限として支給する。

（報酬の支給方法）

第４条 常勤役員の報酬は、社会福祉法人えどがわ 給与規程に準じて支給する。

（就任又は退任時の報酬）

第５条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第３条に基づいて定める額を日割りで計算し支給する。

２ 月の末日以外の日において、常勤役員が退職又は死亡により役員でなくなったときの報酬の額は、第３条に基づいて定める額を日割りで計算し支給する。

（通勤手当）

第６条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

２ 通勤手当の額は、社会福祉法人えどがわの給与規程により算定した額とする。

（費用の弁償）

第７条 この法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2　費用の弁償の額は実費とし、役員等は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 15 日より施行する。

ただし、評議員の費用については、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

理事・監事・評議員　旅費規程(平成 15 年 5 月 27 日)は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表第１

常勤役員俸給表（単位：円）

対象の常勤役員がいないため未設定

別表第２

役員等報酬日額表（単位：円）

１回についての報酬	８，０００円 （所得税控除後の額）

１．施設長等の法人職員の場合は支給しない。
２．同日に行われる複数の会議等の場合、又は役員等を兼任している場合においても１回として支給する。
３．報酬を支給する主な業務は、次のとおりとする。
(1) 理事会及び評議員会への出席
(2) 運営委員会及び評議員選任・解任委員会への出席
(3) 監事による定例又は臨時監査
(4) 行政機関による監査の立会
(5) 民営化説明会及び職員研修等への出席
(6) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
(7) その他理事長が必要と認めた業務